令和３年度

学寮（寄宿舎）における新型コロナウイルス感染防止及び感染者等発生時の対応マニュアル

本マニュアルは、八重山商工高校学生寮で生活する寮生の新型コロナウイルス等の感染防止のために定めたものです。寮生活を行う上で想定される様々な場面における具体的な対応策および実施方法を記しています。なお、本ガイドラインは、今後の感染拡大状況等を見ながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますことをご承知おきください。

沖縄県立八重山商工高等学校

（令和４年１月）

Ⅰ　学寮における新型コロナウイルス感染者等発生時の対応

１　感染が疑われる寮生が発生した場合の対応

(1)　寮生に発熱等の風邪症状

□ 発熱等の風邪の症状〔発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）咳、倦怠感、頭痛、のどの痛み、呼吸困難など〕のある生徒が出た場合は、原則、保護者又は保証人（以下、保護者等）に引き取りを依頼する。症状に改善が見られない場合は、病院受診を促す。

□ 事情により保護者等が引き取れない生徒は、療養室に移動し、療養させる。（他の生徒との接触を可能な限り避ける。）症状に改善が見られない場合は、養護教諭、学校医又は**新型コロナウイルス感染症コールセンター**、保健所等に連絡し、指示を受ける。病院受診の場合は、学校側で対応を検討する。

※ 感染者相談センター：098-866-2129

□ 舎監等は、他に発熱等の風邪症状の生徒がいないか等、全寮生の健康状態の確認を行う。

(2)　寮生が PCR 検査等を受検することになった場合

□ 保護者**や保健所**等から PCR 検査等を受検するとの連絡を受けた場合は、管理者は、速やかに、対策チーム（**担任・教科担任含む関係者**）を立ち上げ、今後の対応について協議する。

※保健所へ提出する名簿、感染症患者行動調査票を作成する。（生徒の行動記録は、発症２日前から）

□

(3)　県教委(保体･県立)へ陽性者発生の報告

□ 陽性が判明した場合は、管理者は、県教委（保体）へ電話で第一報を行う。

(4)　共有スペースにおける感染者と健常者の利用制限について（ゾーニング）

感染者及び濃厚接触者のお風呂やトイレは、一人目は舎監室（療養室）のトイレとシャワーを利用させ、二人目は多目的室（療養室）の隣の「車いす専用トイレ」を開放して使用させる。

２　寮生に陽性者が発生した場合の対応

(1)　生徒・保護者等・職員への情報提供

□ 管理者は、感染生徒及び保護者の承諾の下、寮生・寄宿舎生の中から感染者が確認された事実を説明する。また、濃厚接触者の特定が済むまでは、学寮・寄宿舎内で待機となることを説明する。

□ 新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があり、感染者や濃厚接触者が誹謗・中傷の対象とならないようプライバシー保護を徹底することを確認する。

(2)　保健体育課へ感染症患者発生の報告書を提出

□ 管理者は、保健体育課へ第一報を電話報告し、報告書を作成し、保健体育課へ提出する。

(3)　保護者等は生徒を速やかに引き取る。

□ 学寮閉鎖となるので、感染した生徒および濃厚接触となった生徒の保護者等により速やかに引き取り、自宅療養・ホテル療養・入院の手続き等を行う。

(4) **保健所等からの指示への対応**

□ 消毒範囲を決定する。

□ 濃厚接触者特定リスト（教保第 715 号別紙 10）を作成する。

(5) **保健所による聞き取り調査への対応**

□ 保健所による聞き取り調査に協力する。

・発病までの健康状態：咳や倦怠感などの症状がいつ頃から出ているか。

・出席(出勤)状況

・学寮における活動状況

・友人関係

・部活動など

3　寮生が濃厚接触者に特定された場合の対応

(1) **生徒・保護者等・職員への情報提供**

□ 管理者は、濃厚接触者となった生徒及び保護者の承諾の下、寮生・寄宿舎生の中から濃厚接触者が確認された事実を説明する。

□ 新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があり、感染者や濃厚接触者が誹謗・中傷の対象とならないようプライバシー保護を徹底することを確認する。　（教県第 689 号）

(2) **濃厚接触者に特定された生徒への対応**

□ PCR 検査等を受検（保健所等の要請）することを説明する。

□ 原則、保護者等が引き取る。（ただし、引き取りの難しい場合は、保護者等に、ホテル等への宿泊施設の準備をしてもらう。）

□ PCR 検査終了後、陰性であっても２週間の自宅待機となり、オンラインでの授業対応となることを説明する。

□親戚等身を寄せることができない状況の際は以下の対応も可能である。

※「県立学校学寮等入寮者支援事業」について

「学寮等の所在する島以外の地域に自宅のある寮生のうち、学寮等からの要請に基づき一時的に退寮する際、親族宅等での待機が困難であるとして宿泊施設等で待機した寮生及びその寮生の看護等を行った者に対して、県立学校学寮等入寮者支援金を支給することとする。

□ 寮再開に関しては保健所、学校医、保健体育課協議の上の日時を決定する。登校できない際の授業はオンラインで対応する。

(3) **濃厚接触者以外の生徒への対応**

□ 帰宅を希望する生徒は帰宅させる。（可能な限り、公共交通機関を使用しない。）

□ 学寮・寄宿舎の構造上、消毒の必要性がなく感染リスクがない場合は、学寮・寄宿舎にとどまる。

例．感染者は男子生徒　男子生徒の棟は消毒し、女子生徒の棟は消毒しない場合など

□ 消毒作業により、寮から出ざるを得ない場合は一時帰宅とする。帰宅が困難な生徒は３-(2) の対応も可能

□ 消毒作業終了後は、学寮・寄宿舎に戻る。

4　寮生以外の生徒等に感染者が確認された場合

感染者が発生したクラス（部活）に寮生がいた場合

□ 濃厚接触者の特定が済むまでは、同じクラスの寮生を可能な限り療養室に移すなどの対応をとる。

□ 他の寮生には、当該生徒が濃厚接触者の可能性があるため療養室に移動していることを説明する。

□ 療養室に移動する生徒が、誹謗・中傷の対象とならないようプライバシー保護を徹底することを確認する。

□ 寮生が濃厚接触者に特定された場合は、上記３の対応へ。

５　消毒

感染者の部屋やよく使用していた場所、共有の道具等の消毒

□「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」にもとづき、消毒を行う。

６　学校休校中の寮の開閉について

(1) 寮生に感染者がでた場合

□ 学寮における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を保健所と確認し、判断する。

(2) 寮生に感染者又は濃厚接触者がいない場合

□ 原則、閉寮しない。

７　その他

休業日等の連絡体制について

□ 休業日等に感染者等が発生した際の生徒・保護者等への連絡体制を構築する。

【確認事項】

・感染者、濃厚接触者が差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行う。

Ⅱ　同室者への配慮から学寮における新型コロナウイルス感染防止マニュアル

１．居室における感染症対策

□部屋は定期的に窓を開けて換気を行うこと。居室内でも常時マスク着用を求めることは現実的ではないため、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避ける
□自室以外の部屋にはなるべく入らない

２．共用スペースにおける感染対策（基本的な考え方）

□飛まつ感染を避けるため、共用スペースを利用する際はマスクを着用する
□大声で集まって談笑したり、集団でスマホゲームやトランプなどで遊ぶのは禁止する・
□対角線上の窓を開け換気を行う

３．食堂（最大使用人数 10 名）

□食堂の使用前後に消毒、手洗いを行う
□食事は決められた座席で取る
□黙食を心がける
□食べ終わったらすぐにマスクを着用し部屋に戻る

▽食事時間終了後は、机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、食堂のドアノブなど複数人触った場所を消毒する

▼浴室

▽脱衣所、浴室内で、大声で話さないように注意する

▽浴槽の使用にリスクはないため、使用自体を制限する必要はない

▽浴室・浴槽は通常どおりに清掃を行い、脱衣所の複数人が触った場所は消毒する

▼トイレ

▽使用後は必ず流水・石けんでの手洗いを行い、手を拭くタオルは共用しない。個人のタオルや、ペーパータオルを使用する

▽定期的にドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所を消毒する

▼その他

▽その他の共用設備（給水機、自動販売機など）や下駄箱、ドアノブなど複数の人が頻繁に触る部分は定期的（１日数回）に消毒する。この場合、生徒等が自ら作業できるよう消毒液や拭き取りペーパーを備え付けるなどの工夫が考えられる

▽清掃を生徒等が行う場合は、掃除個所ごとに密な環境にならないようにする

【その他の平時の対策】

▽管理者および居住者は１日１回以上体温測定と体調チェックを行い、その結果を記録・保管する

▽発熱や体調不良がある人は居室内（可能なら個室）に隔離する。ただし、新型コロナウイルス感染が疑われる場合、「新型コロナウイルス感染症疑い例が発生したときの対応」に示す対応を行う

▽発熱等の風邪症状がみられた場合は、仮にすぐ症状が収まったとしても、主要症状（発熱や咳など）が消退した後２日を経過するまで個室等に確保し、部活動や寮生活等の集団活動には参加しないこととする。また、体調不良者が同時に複数名以上（例えば３人以上）発生した場合には、学校医または医療機関に相談する

▽手指衛生は石けんと流水での手洗いを基本とし、手洗いが困難な場合には、アルコール７０％以上（入手困難な場合は６０％以上）を使用する

▽物品の消毒は、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、０・０５％の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省などが公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用すること。また、学校薬剤師等と連携することも重要である

▽リネン類や衣類の洗濯は通常の洗剤を用いて行う

【新型コロナウイルス感染症疑い例が発生したときの対応】

　疑い例が寮、寄宿舎内で発生した場合、「その他の平時の対策」に加え、以下の対応をする

▽濃厚接触者を減らす目的で、個室に隔離する

▽個室が確保できない場合は、本人および同室者に常時マスクを着用させ、部屋の換気に努める。１㍍以上の距離を取るようにし、会話や接触をできる限り避けるように指導する

▽疑い例はできる限り共用スペースを使用しないようにし、使用する場合は、ほかの居住者と使用時間を避け、疑い例の使用前後に当該物品の消毒を行う